

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課

産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号		
手続名	商工組合連合会に対する設立要件非該当による解散の命令	根拠条項	第69条第2項		
処分基準	<p>第69条第2項の規定による商工組合連合会に対する設立要件非該当による解散の命令については、第16条に掲げる要件を欠くに至ったと認めるとき、又はその会員である商工組合が1となった場合において、商工組合連合会の存続意義、今後の会員である商工組合の加入見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案し、処分を行うか否かを判断するものとする。</p>				
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 産業政策課	交付機関 産業政策課	目次NO